

日本レヂボン株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての社員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画
を策定する。

記

1. 計画期間 2011年4月1日から2013年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、
雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育
児休業中の社会保険料免除制度等の周知を図る。

- ・2011年6月末までに、労働基準法等の諸法令に基づく諸制度を調査
- ・2011年8月末までに、周知用の社内文書を作成
- ・2011年9月末までに、社員宛に配布、以後周知・徹底を図る。

以上